

横浜栄リトルシニア野球協会規約（会則）

第1章 総 則

第1条（名 称）

本会は「横浜栄リトルシニア野球協会」と称する。（1977年4月1日設立）

第2条（目的及び組織）

本会は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会に所属し、野球を通じて以下の達成を目的とする。

- 1 心身の健全な育成
- 2 「礼儀」・「挨拶」・「世間一般のルールへの遵守」を身につける。
- 3 「協調性」・「コミュニケーション能力」を身につける。

第3条（所 在）

本会所在地は、会長自宅とする。但し、チーム運営に係る現金及び預金口座等の管理はチーム会計（第13条）が行う。

第4条（活 動）

- 1 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) 硬式野球を中心としたスポーツ活動を行うこと。
 - (2) 各種野球大会への参加を行うこと。
 - (3) 他団体との交歓交流活動を行うこと。
 - (4) その他、地域社会貢献など、本会の目的達成に必要な活動に参加する。
- 2 本会の活動場所は、横浜市栄区を主とする。但し、県内外を問わず、活動し、会員を広く集う。会員の定義は第6条に記載する。
- 3 本会の活動場所は、横浜市栄区の公共グラウンドを主とする。
- 4 本会の活動日は、原則として土曜日・日曜日・祝祭日を基本とし、必要に応じて夏休み期間中や平日の放課後も活動することがある。

第5条（登 録）

本会は、活動にあたり、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会に登録し、関東連盟南関東支部北ブロックに所属、所属団体の主催する行事等への参加にあたっては、加盟団体の定める規約に従う。

第6条（会 員および構 成）

本会は、横浜市栄区及びその周辺地域の小学6年生・中学生で入会した者（会員）、会員の保護者、役員（第17条）及びコーチ（第19条）で構成する。なお、小学6年生について

ては、準会員として入会登録を行うことができ、第26条3項(1)で規定されている協会登録費は免除する。

第7条 (会員の入会・退会・休会)

1 本会への入会は、保護者が本規約に同意し、本会所定用紙に必要事項を記入の上、提出をもって完了する。入会の受付は、原則随時行うこととする。なお、入会と同時に会員の保護者は保護者会の一員となる。

2 会員期間は、入会の日から退会の日までとする。

3 会員が退会式以外で退会を希望する場合は、保護者の承諾を経て、本会所定用紙に必要事項を記入の上、本会会長へ申し出る。

4 会員が怪我等の特別な事情により休会を希望する場合は、保護者の承諾を経て、本会所定用紙に必要事項を記入の上、本会会長へ申し出る。

5 希望退会・休会の場合は、第26条4項(5)に記載の合宿費を除き、既に納入した会費等は返金しない。休会の場合には、第26条4項(1)に記載の会費の半額を徴収する。

第8条 (除名)

1 本会の名誉を著しく汚す行為、本会の活動を著しく妨げる行為があった会員、会員の保護者、役員(第17条)、コーチ(第19条)に対しては、役員会に諮った上で、退会処分を求めることができる。

2 除名の場合、第26条4項(5)に記載の合宿費を除き、既に納入した会費等は返金しないものとする。

第2章 総会

第9条 (時期)

定期総会は、保護者会父代表が招集し、毎年1回、開催することを基本とする。また、臨時総会は、役員会において必要と認めたときに、保護者会父代表が招集し開催する。

第10条 (参加者)

総会は、保護者会と役員で構成する。また、コーチ、OB(本会を退会した会員及びその保護者)、ならびに本会の活動に賛同する者の参加については、予め保護者会父代表に承認を得るものとする。

第11条 (議決権)

総会の議決権は、役員(第17条)・コーチ(第19条)を除く、保護者会の一世代で1票とする。但し、保護者のいずれも役員・コーチである場合には、一世代とし1票の議決権を有することとする。

第12条 (議長)

総会の議長は、保護者会父代表とする。保護者会父代表は、総会を欠席する場合には代理の議長を選任する。

第13条 (決議)

総会の決議は、議決権者の過半数をもって行い、次の事項を決定する。但し、同数の場合は、議長の一任とする。なお、議決権者が総会を欠席する場合には、議決権者の委任状をもって出席とする。また、委任状の提出が無い場合は、議長に委任する。

- 1 保護者会父代表・母代表の承認
- 2 チーム会計・保護者会会計の承認
- 3 会長の承認
- 4 予算および決算の承認
- 5 その他

第14条 (会長の承認)

1 会長の任期は1年であり、毎年の定期総会において、第18条の手順で新会長の承認を行う。但し、再任を妨げない。任期途中で会長の辞任等の非常事態が生じた場合には、臨時総会にて新会長の承認を行う。

- 2 新会長は、第18条2項及び第19条の遂行に責任を負う。

第15条 (会計監査)

監査役は、会計を毎年1回監査し、総会で報告後、承認を得なければならない。監査役は保護者会父代表が選出する。

第16条 (議事録)

議長により指名された者が議事録を作成し、議長が署名をもってこれを承認する。

第3章 役員及び運営

第17条 (役員)

本会に次の役員を置く。役員は兼任を可能とする。(兼務については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない時は、不可とする。)また、副会長・事務局長補佐、保護者会父副代表、母副代表を必要に応じて選出する。

- 1 会長 1名
- 2 監督 1名
- 3 事務局長 1名
- 4 審判長 1名
- 5 保護者会父代表 1名
- 6 保護者会母代表 1名
- 7 チーム会計 1名

8 保護者会会計 1名

第18条 (役員を選出及び承認)

1 総会において、保護者会父母代表(副代表)・チーム会計・保護者会会計を承認後、議長(第12条)のもと、役員会で決議され推薦された次年度会長候補者(第22条 6)を承認する決議を行う。承認されなかった場合は役員会で速やかに再検討を行い次候補者を推薦する。

2 承認された会長は、監督、審判長、事務局長、必要に応じて副会長、事務局長補佐を選出し、その結果を記載した書類に署名することをもって承認とする。任期の途中でこれらの役員に欠員や補充の必要が生じた時も、選出した結果を記載した文書に署名することをもって承認する。

第19条 (コーチの選任)

会長、監督は協議の上、次のコーチを選任する。コーチは兼任を可能とする。

- 1 ヘッドコーチ 1名
- 2 バッテリー(ピッチング)コーチ 1名
- 3 打撃コーチ 1名
- 4 守備コーチ 1名

第20条 (役員会の開催)

1 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、以下の場合開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員2名以上から、会長に対して会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

第21条 (役員会の招集及び議長)

1 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたり、不在の場合は会長が指名した他の役員がこれにあたる。

第22条 (役員会の権限及び決議)

役員会は以下の事項を決議する。

- 1 総会及び臨時総会の開催。
- 2 総会及び臨時総会の決議した事項の執行に関すること。
- 3 総会及び臨時総会に付議すべき事項の決定。
- 4 予算案及び決算案の決定。
- 5 規約(会則)の改廃案
- 6 次年度会長候補者の推薦(毎年7月頃)

第23条 (コーチ会議の開催)

監督は、チーム内の調整、対外試合のメンバー選定、技術指導等のために少なくとも月1回はコーチ会議を招集する。

第24条 (書類の保管)

会則、議事録、役員承認文書等のチーム運営に係る書類の原本は事務局長が保管する。

第25条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第26条 (免責条項)

- 1 活動中の事故は、スポーツ傷害保険金で対応し、本会負担を免責とする。
- 2 活動目的の移動中の事故は、当該車両加入の保険で対応し、本会負担を免責とする。

第27条 (禁止事項)

本会の円滑、健全な運営を維持するため、次のことを禁止する。違反、問題が生じた場合には、保護者会または役員会にて処分を決定する。

- 1 会員の不適切な容姿、服装、非行 (茶髪、ピアス、不登校、夜間徘徊等)
- 2 保護者からの、監督・コーチに対する選手起用、指導方針、指導方法に関する批判
- 3 保護者からの、監督・コーチへの直接の相談など (ある場合は、一旦父母代表を通すこと)
- 4 会員現役時の保護者から、役員、監督・コーチに対する個人的な接待、物品の提供
- 5 酒気を帯びてのグラウンドへの立ち入り、サンダル等でのグラウンドへの立ち入り
- 6 体罰

第4章 附 則

第28条 (会費・経費等)

1 本会の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもってあてる。第27条・第28条以外の経費に関して必要な規定は別途定める。

2 入会時 (初回限定)

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 入会金 (入部時に支払う) | ¥10,000 |
| (2) バス維持費 | ¥20,000 |

3 毎年 (4月)

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 協会登録費 | ¥2,000 |
| (2) スポーツ傷害保険金 | ¥800 |

4 毎月 (月末袋配布/月初め回収)

- | | |
|---------|--------|
| (1) 会費 | ¥5,000 |
| (2) バス代 | ¥2,000 |

- (3) 保護者会費 ￥3,000
- (4) お弁当代 ￥1,000
- (5) 合宿費等積立金(相殺) ￥3,000

5 会長が本会の運営上必要と認められた時は、保護者会の承認を得た上で、特別に臨時会費を徴収することができる。

6 会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

第29条(慶弔費)

1 本会が支給する慶弔費の種類は、死亡弔慰金とする。(見舞金は対象外)

2 本会が支給する慶弔費の支給対象者・支給額は、次のとおりとする。

死亡弔慰金

- (1) 会長・監督 ￥10,000
- (2) 役員(会長・監督以外) ￥10,000
- (3) コーチ ￥10,000
- (4) 保護者会会員 ￥10,000
- (5) 会員 ￥10,000

(6) その他、会長と保護者会代表が共に必要と認めた場合には、その都度協議し決定する。

第30条(ユニフォーム)

監督と背番号付きコーチのユニフォームは、チームから貸与する。

第31条(規約実施日)

本規約は、平成28年12月18日から施行する。

第32条(規約の改廃)

この規約(会則)は、役員会が発議し、総会及び臨時総会の4分の3以上の議決を得て改廃することができる。

以上

承認者(総会議長) : 渡部 義将 

承認日(総会開催日) : 平成28年11月6日